

なぜ、死刑執行は秘密なのか？

—死刑執行情報公開請求事件弁護団からの報告—

弁護士 江村智穎(大阪弁護士会)

2024/10/25 第二東京弁護士会

1 死刑はどのように執行されているのか

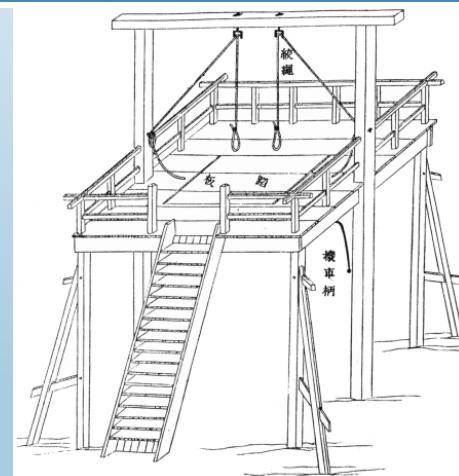
(1) 執行方法等 〈執行方法〉

- ・「死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する」(刑法111)
- ・「地下絞架式」: 天井に設置された絞縄に首をかけ、ボタン操作によって被執行者が立っている踏み板を外して地下に落とし込み、首を吊って死に至らしめる方式(明治6年太政官布告65号に基づくとされる)
* 明治22年に大日本帝国憲法が発布、翌年、帝国議会開設
- ・「死刑を執行するときは、絞首された者の死亡を確認してから5分を経過した後に絞縄を解くものとする」(被収容者処遇法179)

〈執行場所〉

- ・「死刑は、刑事施設内の刑場において執行する」(被収容者処遇法178 I)
* 刑場は7か所(札幌刑、宮城刑、東京拘、名古屋拘、大阪拘、広島拘、福岡拘)

明治6年太政官布告第65号
(絞罪器械図式)



東京拘置所の刑場
(2010年7月)





〈執行時期〉

- ・「日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日には、死刑を執行しない」(被収容者処遇法178 II)

〈立会人〉

- ・「死刑は、検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理者の立会いの上、これを執行しなければならない」(刑訴法477 I)
- ・「検察官又は刑事施設の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることはできない」(同 II) * 通常は教誨師や医師が立ち会う。「許可」の要件、基準等は定められていない。

(2) 執行の手続

- ・「裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する」(刑訴法472本文)
- ・「刑訴法第472条の規定により刑の執行指揮をすべき検察官の属する検察庁の長は、死刑の判決が確定したときは、法務大臣に対し、死刑執行上申書に刑事確定訴訟記録(裁判所不提出証拠を含む。)及びその裁判書の謄本2通を添えて提出し、死刑執行に関する上申をする」(執行事務規程9)
- ・「死刑の執行は、法務大臣の命令による」(刑訴法475Ⅰ)。
- ・「前項の命令は、判決確定の日から6箇月以内にこれをしなければならない」(同Ⅱ本文)

- ・「法務大臣が死刑の執行を命じたときは、5日以内にその執行をしなければならない」(刑訴法476)

- ・「刑訴法第475条第1項の規定により法務大臣から死刑執行の命令があったときは、検察官は、死刑執行指揮書により刑事施設の長に対し死刑の執行を指揮する」(執行事務規程10Ⅰ)

- ・「死刑の執行に立ち会つた検察事務官は、執行始末書を作り、検察官及び刑事施設の長又はその代理者とともに、これに署名押印しなければならない」(刑訴法478)

(3) 執行が停止される場合

- 「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する」(刑訴法479Ⅰ)
- 「死刑の言渡を受けた女子が懐胎しているときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する」(同Ⅱ)

(問題点)

① 告知の時期

対象者に告知するか否か、その時期はいつかについて、法律上の定めはない。

1970年代には数日前に伝えられていたが、現在は、当日の朝に行われ、そのまま刑場に連行される。

国際人権(自由権)規約委員会や国連拷問禁止委員会は、日本政府に対し、事前告知するように勧告している。

② 実際に誰が執行に関与するのか

- ・ 刑事施設の長の職務上の命令に従い、職員が執行することとされている(国家公務員法98条「職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならぬ」)。
- ・ 死刑執行手当:人事院規則9-30(特殊勤務手当)(10条)
「刑務所又は拘置所に所属する副看守長以下の階級にある職員が死刑を執行する作業又は死刑の執行を直接補助する作業に従事したときは、それぞれの作業1回につき5人以内に限つて支給する」
「前項の手当の額は、作業1回につき2万円とする。ただし、同一人の手当の額は、1日につき2万円を超えることができない」

③ 医師が「死亡を確認」することは明記されていない。

2 情報公開の現状～「極端な密行主義」

- ・歴史的に見ると、情報開示が拒絶され続けてきたわけではない。
- ・永田憲司「死刑執行に関する情報開示の変遷」(刑法読書会『犯罪と刑罰』第33号)によると、
- ・明治14年以降、新聞記者や学生が刑場に入って参観することが許可されており、執行の様子を伝える数多くの新聞記事が掲載された。
- ・明治41年以降、記者の参観が困難となった可能性が高いが、執行にかかわった職員に取材を行い、執行の様子が報道された(昭和16年以降は見受けられなくなるが、昭和30年11月に確認できる限りで最後の新聞記事がある)。

- ・(新聞記事の内容)
- ・刑場の様子、執行手続
- ・被執行者の様子、最期の言葉、執行所要時間
- ・遺体の状況:
- ・「遺体の形相は二目と見られぬ凄さであった」
- ・「肥満していて体重が重かったためか、吊り下がったとたんに首が半分ほど引き切れたので、血潮があたりにほとばしった」(現代語訳、中川智正弁護団『絞首刑は残酷な刑罰ではないのか? 新聞と法医学が語る真実』)
- ・冤罪を訴える言葉
- ・など

- ・(近年)
 - ・法務省は、執行の事実を公表することはなかった(年度ごとに作成される矯正統計年報に過去1年間に執行された総数、男女別数、執行した拘置所を掲載するのみ)。【第1期】
 - ・ただし、松浦功法務大臣は、1996年12月20日の3人の執行について、12月24日の記者会見で「今までの法相は、一切知らないと言っていたようだが、無責任だ。私が(執行の命令書に)サインしないと執行がないのだから、みなさんが執行があったことを承知して聞かれれば、サインしたと答える」と述べ、執行を認めた(1996年12月24日読売新聞夕刊)。
 - ・さらに、1997年8月1日の永山さんら(4名)の執行について、8月5日の記者会見で「署名したかどうか、マスコミから聞かれれば答えるのが仁義だと思う。署名したのに、していないとそをつくのは嫌だ」(1997年8月5日読売新聞夕刊)、「事務当局からは何も話さないでくれと言われたが、ウソは嫌だ」と死刑執行の事実を認めた(1997年8月31日読売新聞朝刊)。朝日新聞の記事(1997年8月5日夕刊)では、「永山則夫・元死刑囚への執行については『感想はコメントしないが、淡々と職務を遂行した』と答えた」とされている。

- ・1998年11月～:執行の事実、被執行者数を公表(被執行者の氏名は秘匿)。

【第2期】

- ・* 中村正三郎法務大臣は、1998年11月4日、死刑執行を行った際に執行の有無に限り公表する考えを表明した。法務省内部に慎重論があるのに対し、法相が「情報公開の観点からも国民に知らせるべきだ」として政治主導で押し切ったもの(1998年11月5日読売新聞朝刊)。
- ・ 2003年7月、2007年11月:国会議員の刑場視察(東京拘置所)。
- ・ 2007年12月～:被執行者の氏名、生年月日、執行場所及び犯罪事実を公表。【第3期】

- ・ * 2007年12月7日衆議院法務委員会での鳩山邦夫法務大臣の発言
「従来、人数と日にちしか発表しない、何か相当昔は一年間のトータル人数しか発表しない時代があつたというようなうわさを聞いたことがあります。これは、私が正しいかどうかは別でございますが。そこで、大変悩みまして、勉強会あるいは非公式に局長さん方といろいろ話し合いをしました。十一月三十日に一部新聞が公表することになるという報道をしたわけですが、その時点では全く決めておりません。非常に悩みの極にあつたのが十一月三十日と言つてもいいかもしません。その後、さらに勉強会あるいはさまざまな検討をいたしまして、今まで、死刑の執行をだれにして、どこでしてというようなことが、その執行された方の家族とか関係者とか、あるいは前にいた他の死刑確定者ということもあるかもしませんが、そういう方々の心情を考えて、あのようない人数だけを公表するという形であったわけです。他方、やはり一般の情報公開という世界とはちょっと違うかもしませんが、例えは、死刑という非常に一番重い、厳粛に受けとめなければならない極刑が法に基づいてきちんと適正に肃々と行われているかどうかということは、被害者あるいはその親戚、親族、友人、知人、国民一般が知り、理解をする必要があるだろうというようにいろいろ考えまして、今後は一定限度の公表をいたそうというふうに決めました。私が決断しました。」「死刑という制度そのものについての御議論、モラトリアムをおっしゃる方、死刑制度廃止をおっしゃる方、アムネティの方、EUトロイカの方あるいは保坂先生を中心とする議員連盟の方、いろいろお話を承って、それなりに勉強はいたしております。」
- ・ 2010年7月：東京拘置所の刑場をマスコミに公開、写真を公表。

- ・ (刑場に関する情報公開について)
・ 1980年代前半ころまでは、司法修習生が刑場を見学することがあったが、現在は一切行われていない。
 - ・ 司法記者クラブや弁護士会からの刑場視察の申し込みは一切拒否されている。
 - ・ * 2023年10月、近弁連及び同管内の全弁護士会が共同で大阪拘置所長らに対し、同所の死刑場の視察を申し入れたが、「死刑場は、死刑という最も重い刑を執行する厳粛な場でありその性質上、本来公開になじまない場所である上、死刑確定者やその家族の名誉や心情に対する配慮等を考慮すれば、一般に公開することは相当でないと考えている」などとして拒否された。
 - ・ かつては、各拘置所の視察委員会委員による刑場視察を認めるところもあったが、現在は実施されていない。
- 刑場についての情報公開は後退している。

3 アメリカ合衆国での実情

およそ1か月前まで執行の予定日を当該死刑確定者に伝える。さらに、その情報が執行される者の名前とともに公表されるので、一般の人も特定の死刑確定者の執行予定日を容易に知ることができます。

死刑存置州では、死刑の執行手続を詳細に定め、ほとんどの州がこの執行手続を公開している。執行を行う施設長をはじめとした職員の責務、執行チームの選出方法、薬剤の調達や調合の方法、執行当日の流れ等が記載。ほとんどの州がこの執行手続を公開しており、州政府サイト等で入手することができます。

死刑の執行の際、当該死刑確定者の関係者や報道機関が立ち会う。さらには申請した州民に立会を認める州もある。

* 古川原明子「死刑と直前告知」(石塚伸一ほか編著『刑事司法と社会的援助の交錯 土井政和先生・福島至先生古稀記念論文集』)、古川原明子「死刑制度をめぐる試論:死に向かう者の尊厳は保障されているか」(龍谷法學第55巻第1号)

4 情報公開の必要性

(1) 適正な手続がとられているかを検証する必要

① 「残虐な刑罰」(憲法36)に当たらないか。

- 昭和23年3月12日最高裁大法廷判決(刑集2巻3号191頁)
 - 死刑を合憲としたリーディングケースとされる判例。「生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い」と指摘したうえで、死刑は残虐な刑罰(憲法36条)に当たらない等と判示。
 - その中で「ただ死刑といえども、他の刑罰の場合におけると同様に、その執行の方法等がその時代と環境において人道上の見地から一般に残虐性を有するものと認められる場合には、勿論これを残虐な刑罰といわねばならぬから、将来若し死刑について火あぶり、はりつけ、さらし首、釜ゆでの刑のごとき残虐な執行方法を定める法律が制定されたとするならば、その法律こそは、まさに憲法第三十六条に違反するものというべきである」と述べている。

・(4人の裁判官の補充意見がある)

「憲法は、その制定当時における国民感情を反映して右のような規定を設けたにとどまり、死刑を永久に是認したものとは考えられない。ある刑罰が残虐であるかどうかの判断は国民感情によって定まる問題である。而して国民感情は、時代とともに変遷することを免かれないのであるから、ある時代に残虐な刑罰でないとされたものが、後の時代に反対に判断されることも在りうることである。したがつて、国家の文化が高度に発達して正義と秩序を基調とする平和的社会が実現し、公共の福祉のために死刑の威嚇による犯罪の防止を必要と感じない時代に達したならば、死刑もまた残虐な刑罰として国民感情により否定されるにちがいない。」

・大阪地判平成23年10月31日(此花パチンコ店放火事件判決)

「絞首刑は、多くの場合、意識喪失までに最低でも5ないし8秒、首の締まり方によつては、それが2分あるいはそれ以上かかるものとなり、その間、受刑者が苦痛を感じ続ける可能性がある。しかも、場合によっては、頭部離断、特に頸部内部組織の離断を伴うことがある」
「しかし、死刑は、そもそも受刑者の意に反して、その生命を奪うことによって罪を償わせる制度である。受刑者に精神的・肉体的苦痛を与え、ある程度のむごたらしさを伴うことは避けがたい」
「死刑の執行方法が残虐と評価されるのは、それが非人間的・非人道的で、通常の人間的感情を有する者に衝撃を与える場合に限られるものというべきである」
「確かに、絞首刑には、前近代的なところがあり、死亡するまでの経過において予測不可能な点がある。しかし、だからといって、既にみたところからすれば、残虐な刑罰に当たるとはいはず、憲法36条に反するものではない」

② 心神喪失の状態ではなかったか。

刑訴法479Ⅰ「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する」

(2) 広範な議論の前提として必要

抽象的な議論でよいか。対象となる「死刑」の実態がわからないまま、その存否を判断できるのか。

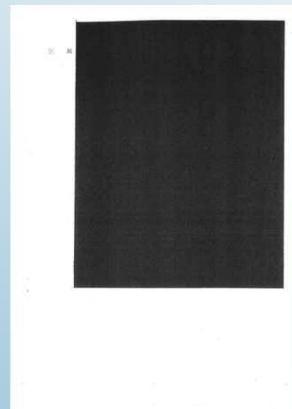
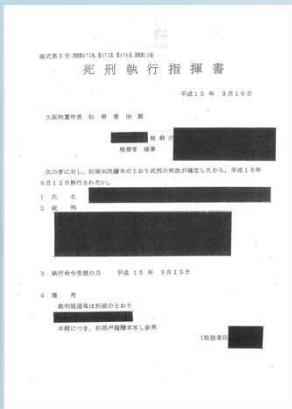
(3) 死刑の適否を判断する裁判員への情報提供として

2014年2月、裁判員経験者20名が法務大臣に対し、死刑執行停止と情報公開の徹底を求める要請書を提出。さらに、2024年5月にも、裁判員経験者22名が同様の要請書を提出。

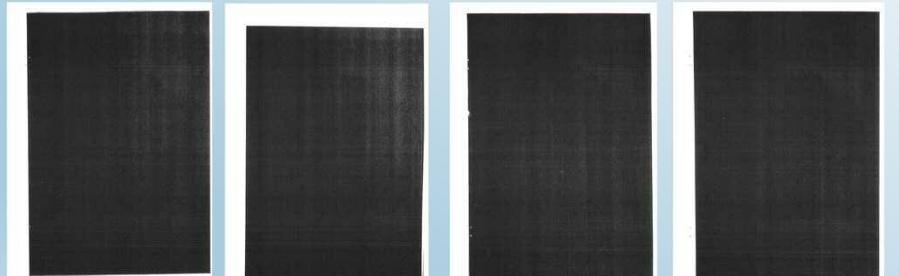
5 死刑情報公開訴訟(2005年)【第2期】

- 2003年12月から翌年2月にかけて、法務大臣及び大阪矯正管区長に対し、情報開示請求(①大阪拘置所の刑場の図面、②死刑執行の手続書類)
→①:全部不開示
②:主要部分は不開示
- その後、法務大臣に対する異議申立てや審査請求を経て、2005年、処分取消訴訟を提起。
- しかし、2008年、東京地裁は請求をいずれも棄却。
東京高裁及び最高裁でも請求は認められず確定。

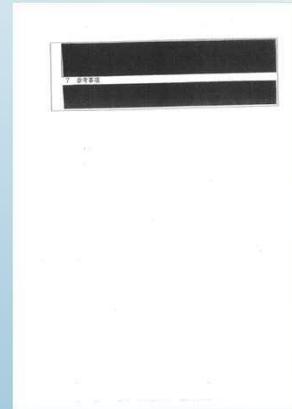
「死刑執行指揮書」(2003年12月に情報公開請求したもの)



「死刑執行指揮書」(続き)(2003年12月に情報公開請求したもの)



「死刑執行速報」(2003年12月に情報公開請求したもの)



6 死刑執行情報公開請求事件(2024年)

(1)原告 弁護士とフリージャーナリストの2名

(2)対象となる死刑確定者

① 川中鉄夫氏(1993年3月26日執行、大阪拘置所)【第1期】

1982年1月、外部の精神医の「幻覚妄想状態(精神分裂の疑い)」の診断があった。その後も、6か月ごとに精神科受診していた。執行当時、統合失調症様の精神疾患に罹患し、さらには人格崩壊の程度までに至っていた可能性があり、刑訴法479条1項で執行が禁止されている「心神喪失」状態にあった疑いがある。

② 永山則夫氏(1997年8月1日執行、東京拘置所)【第1期】

最高裁の死刑判断基準となった永山基準の被告人である。執行にあたり、相当の程度で抵抗し、拘置所側で何らかの有形力が使われた可能性があり、平穏に執行されていないのではないかという問題がある。

- ③ 藤波芳夫氏(2006年12月25日執行、東京拘置所)【第2期】
 - 執行当時75歳で、自立歩行ができず、病舎での処遇がなされていた。刑場には、車椅子に乗せて連行され、車椅子から降ろされ、手錠を掛けられ目隠しをされて処刑されたという。
- ④ 久間三千年氏(2008年10月28日執行、福岡拘置所)【第3期】
 - いわゆる「飯塚事件」の元被告人。有力な直接証拠はなく、一貫して否認を貫いたが、科警研の血痕のDNA鑑定が下支えとなって、2006年10月に死刑が確定。このDNA鑑定の手法は、再審無罪となった足利事件で証拠の証明力が否定された手法と同一であり、その信用性に疑問があり、えん罪の疑いがある。青木理は「死刑判決の確定からわずか2年で執行に踏み切るというのは前例に照らしてみても、相当に早い執行であった…。法務・検察は、足利事件で科警研鑑定が覆ってしまうのを見越し、恐れ、同じ問題点を孕む飯塚事件死刑囚・久間を一刻も早く処刑してしまわなければならない、と考えたのではなかったか」と指摘している。

- ⑤ 麻原彰晃こと松本智津夫氏(2018年7月6日執行、東京拘置所)【第3期】
 - オウム真理教の教祖。精神状態は裁判当時から問題となっていた。遺族は、死刑執行時には心神喪失で、執行は違法であることを理由に、2021年に国に損害賠償を求めて係争。
- ⑥ 岡本(旧姓河村)啓三氏(2018年12月27日執行、大阪拘置所)【第3期】
 - 2004年9月に死刑判決が確定した後、再審請求を続けてきた。執行は、第4次再審請求中になされたもの(原告の弁護士が弁護人であった)。再審請求の判断権のない法務大臣が「再審請求の理由がない」として執行したものであり、違法ではないかとの問題がある。

(3) 死刑執行にかかる文書

- ・(法務大臣)
 - ・① 死刑執行上申書
 - ・② 死刑執行に関する決裁文書
 - ・③ 死刑執行命令書
 - ・④ 死刑執行報告書
 - ・⑤ その他、これらの文書を発出するにあたって作成された稟議書、会議の議事録等
- ・(各矯正管区長)
 - ・① 死刑執行指揮書
 - ・② 死刑執行速報
 - ・③ ①の文書を受けて作成された稟議書、会議の議事録等

(4) 法律の定め【行政機関の保有する情報の公開に関する法律】

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- ①個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等特定の個人を識別することができるもの(=個人識別情報)
- ④公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報(=公安情報)

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(5) 情報公開請求に対する処分庁の判断

【第1期】=川中氏、永山氏

→当該行政文書の存否を明らかにしないで不開示とした(情報公開法8条)。=これらの死刑確定者がいたこと、彼らに死刑が執行されたことは、公式には認めないということ。

【第2期】=藤波氏

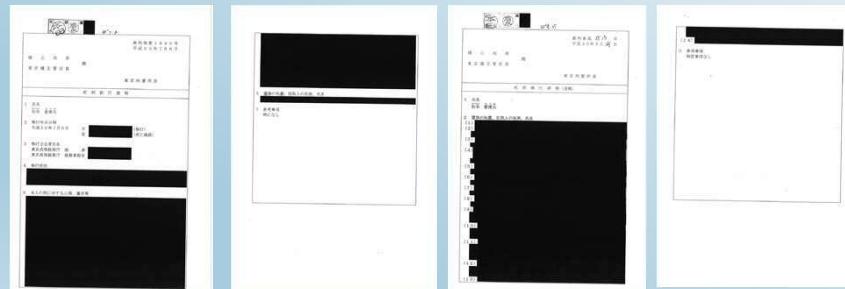
→当該行政文書の存否を明らかにしないで不開示とした(情報公開法8条)。

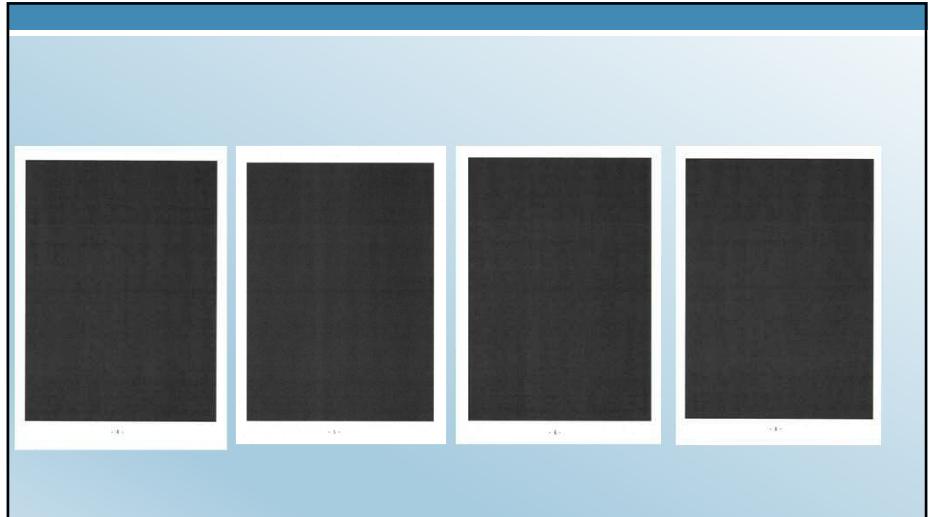
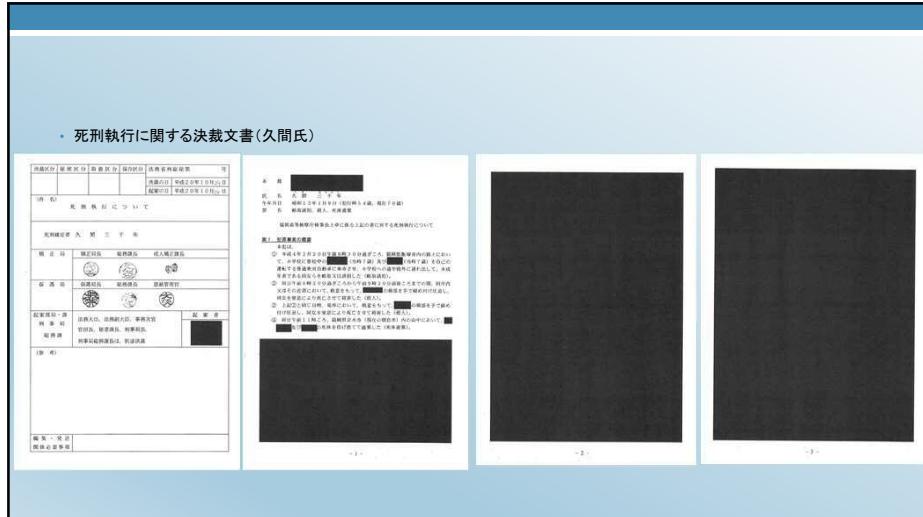
【第3期】=久間氏、松本氏、岡本氏

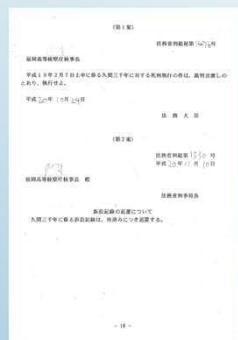
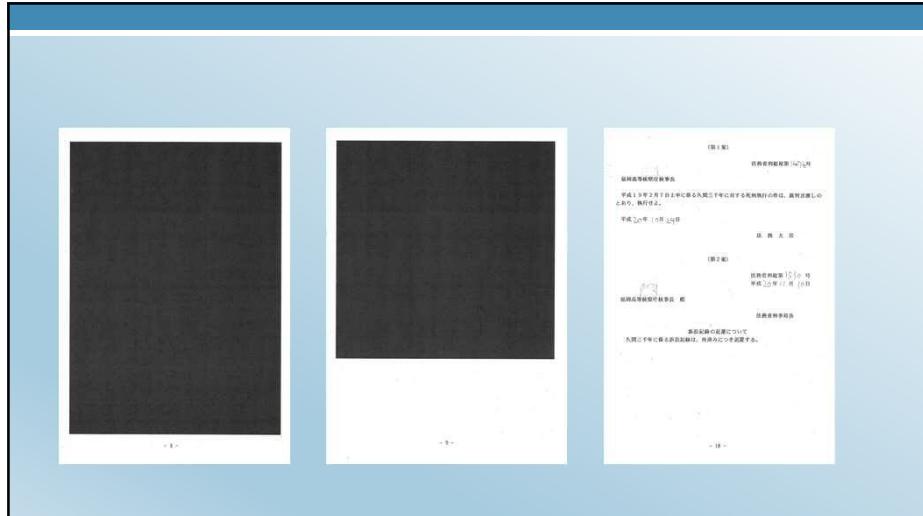
→死刑執行の状況にかかる主要部分は不開示(情報公開法5条1号、4号)。

(6) 開示された文書

死刑執行速報(松本氏)







(7) 本件訴訟での国の主張

・【第1期・第2期】(行政文書の存否を明らかにしないで不開示)

- ・ 存否応答拒否をせず、不開示とした場合には、死刑執行が上申されたこと、死刑が執行されたこと等が明らかとなるが、これらは個人識別情報に該当する。また、不開示とした場合に明らかとなる上記の情報が死刑確定者の知るところとなつた場合には、大きな精神的動搖と苦悩を与え、心情の安定を損なって絶望感から自殺、逃亡を試みたり、なんとか死刑を免れようと不法な抵抗手段を講じようとするなどの不測の事態を招きかねず、刑の執行に支障を及ぼすおそれがある。
- ・ 新聞報道、公刊されている著作等から執行状況に関する情報は公知となつてゐるとしても、法務省の公表情報とは性質の全く異なるものである。不開示情報の該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴つて変化するものである。

- 平成19年11月以前の被執行者の氏名等については、その各執行当時において情報公開の要請よりも公表による弊害の方が大きいとの判断に基づき公表を差し控えてきたものであり、今となってこれを公表することは、その罪や執行の事実を蒸し返し、その都度、被執行者の遺族、被害者やその遺族の方などの感情や心情の安定を改めて害することになり、その弊害はなお大きく、公表することは相当ではないと考えられることから、現に公表しておらず、今後とも、公表しないこととしている。

【第3期】

- 死刑執行の相当性検討の過程に関する情報を公にした場合、死刑確定者(未執行者)が同情報を基に、次の死刑執行が迫っているのではないか、次に執行されるのが自分ではないかなどと想像をめぐらせて逃亡・自殺などを試みたり、精神に著しい支障を来したりすることも予想される。
- 被執行者がどのようにして死刑を執行され最期を迎えたのかという事実に係る情報は、被執行者にとって最も秘匿しておきたい事柄であるといえ、一部であっても開示されれば、被執行者の名誉やプライバシーを侵害する。そして、被執行者の遺族にもならず、被害者はその遺族に対しても、事実の忌まわしい記憶を呼び覚まして、その生活の平穀を失わせ、更なる精神的苦痛を与えるなどのそれがある。

- ・「(死刑執行に関する)情報を公開することにより、刑罰権行使が適正に行われることについて国民の理解を得る必要もあり、可能な範囲で情報を公開するべきものと考えられ、この点を慎重に考慮した結果、法務省においては、平成10年11月以降、死刑の執行後に執行の事実及び被執行者の人数についてのみ公表する取扱いを行ってきた。」、「その後、法務省においては、平成19年12月から、被執行者の氏名、生年月日、犯罪事実及び執行場所を公表することとしたが、これは、昨今、更なる情報公開の要請が高まっていることを踏まえ、……死刑が適正に執行されていることについて国民の理解を得るために、必要な範囲で情報公開を進めることが重要であると考えたことによるものである。」
- ・「しかし、今のところ、死刑に関する情報の取扱いを変更するに至った経緯については明らかにしていない。」

(8) 死刑執行に関する情報を秘匿する理由は何か＝「不都合な真実は隠す」

- ・* 布施勇如「日米の死刑執行を巡る透明性に関する一考察(Ⅰ)(Ⅱ)」(龍谷法學第47巻第1号・第2号)
- ① 行政制度調査委員会の答申
 - ・1922年11月、司法省が「行刑ニ関スル制度ヲ調査審議スル為メ」として、行刑制度調査委員会を設置し、同委員会に対し、「死刑ノ執行方法」についても諮問を求めた。「死刑ノ執行方法」は、同委員会の第一部会で検討された。
 - ・第一部会野口謹造主査委員(東京監獄の典獄=所長)の調査報告書『死刑執行ノ方法に就テ』
 - ・「絞殺ノ缺點トシテ非難スル所ハ其ノ執行セラレタル状態即チ首ノ吊リ下リタル恰好力醜クシト云ウ位ニシテ世俗ニ傳フルカ如キ身體ノ局部ニ汚辱ノ有様ヲ呈スルモノニ非ス」、「唯客観的ニ悲哀ヲ催スハ身體ノ一部ニ暫時痙攣ヲ目撃スルコナリ」
 - ・「此ノ状態ヲ目撃セシメサル為ニ刑場正面床下ニ黒幕ヲ引キ内部ニ身體ノ落下スル様少其ノ装置ヲガムレハ可ナリ」

- ・1923年4月、第一部会の提言(部会長牧野菊之助判事)
 - ・1 死刑ノ執行ハ結局絞殺ヲ可トスルコト並ニ被刑者ノ苦痛ヲ減少シ且死ノ刹那ニ於ケル惨状ノ見ヘサル様執行方法ノ改善ヲ希望スルコト
 - ・2 死刑執行ノ状況ハ素ヨリ秘密ニ付スヘキモ犯罪ノ概要及執行ノ事実ハ勸善懲惡ノ為之ヲ公ニスルモ可ナリトセルコト
 - ・一すなわち、被執行者に「苦痛」があること、死に至るまでの「むごたらしさ」があることを認め、これが「見えないように執行方法を改善せよ」とした。
- ・「死刑制度調査答申書(答)」(1923年12月から翌年初頭にかけて作成)
 - ・死刑執行の方法に關し
 - ・1 死刑ノ方法ハ絞殺ヲ可トス尙ホ現行執行方法ノ改善ヲ希望ス
 - ・2 死刑執行ノ方法及其ノ状況ハ秘密ニ付スルコト
 - ・3 勸善懲惡ノ為受刑者ノ犯罪事實ノ要旨及執行ノ事實ハ適宜之ヲ公ニスルコトヲ希望ス
 - ・一この方針は、現在に至るも変わるところはなく、絞首刑が残虐であるがゆえ、死刑執行に関する情報を一般の市民に対して秘匿することとなつたのではないかと解される。

② ニューヨーク州死刑調査委員会

- ・1886年、州議会は「近代科学の知見に照らし、最も人道的で実用的な死刑執行方法を早期に調査・報告させるため」、死刑調査委員会を発足させた。
- ・1888年1月、調査委員会報告書が州議会に提出。絞首刑の廃止と電気による死刑の導入を提言した。
- ・調査委員会は、国内外における絞首の執行状況を記録によって例証し、被執行者の煩悶の苛烈さ、吊るされた状況のおぞましさ、首がちぎれた光景、繰り返される執行の失敗と群衆の痛罵など、絞首の執行には衝撃的な場面が必然的に付隨し、繊細な公衆の感情を傷つけるとして、絞首の廃止を提言。



ありがとうございました。